九　農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関することを除く。）。
十　牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずるために必要な報告の徴収及び立入検査の実施に関すること。
十一　愛玩動物用飼料の安全性の確保を図るために必要な報告の徴収及び立入検査等の実施に関すること。
十二　農業経営の改善及び安定に関すること。
十三　農業を担うべき者の確保に関すること。
十四　中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。
十五　米穀の需給計画の作成に関すること。
十六　米穀の生産の調整に関すること。
十七　農産物検査に関すること。
十八　農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

第二百三十七条を次のように改める。

（支所）

第二百三十七条　別表第四の第一欄及び第二欄に掲げる地方農政局の地域センターに、支所を置き、その名称及び位置は、それぞれ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとする。

2　支所は、地方農政局長の指定する区域における第二百三十五条各号に掲げる事務をつかさどる。

第二百三十七条の二を削る。

第二百三十八条から第二百五十条までを次のように改める。

第二百三十八条から第二百五十条まで　削除

第二百五十条の二から第二百五十条の九までを削る。

第一章第三節第一款第四目を削る。

第一章第三節第二款中第二百八十七条の前に次の目名を付する。

第一目　内部部局

第二百八十九条第一項中「消費・安全部、食糧部」を「農政推進部、消費・安全部」に改め、同条第二項中「十六課」を「四課」に改め、「農政推進課、地域第一課、地域第二課、地域第三課、地域第四課、地域第五課、地域第六課、地域第七課、地域第八課、地域第九課、地域第十課、地域第十一課」を削る。

第二百九十条第三号中「情報」を「北海道農政事務所の保有する情報」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　北海道農政事務所の保有する情報の安全の確保に関すること。

五　北海道農政事務所の保有する個人情報の保護に関すること。

第二百九十四条及び第二百九十五条を削り、第二百九十六条を第二百九十四条とし、第二百九十七条を第二百九十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（農政推進部の所掌事務）

第二百九十六条　農政推進部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　北海道農政事務所の所掌事務に関する政策の推進に関すること。

二　北海道農政事務所の所掌事務に関する調整に関すること。

三　広報に関すること。

四　農畜産物（蚕糸を含む。）、飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関すること。

六　農畜産物の生産された地域における当該農畜産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

七　農畜産物、飲食料品及び油脂についての輸出の促進に関すること。

八　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

九　農畜産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関すること。

十　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。

十一　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。

十二　農業経営の改善及び安定に関すること。

十三　食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定及び農業経営安定勘定の経理に関すること。

十四　主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。

十五　主要食糧の輸入に係る納付金の徴収に関すること。

十六　輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

十七　農産物検査に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

第二百九十八条を削る。

第二百九十九条中第六号を削り、第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、同条第三号中「こと（食糧部の所掌に属するものを除く。）」を「事務の総括に関すること」に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号の次に次の四号を加える。

三　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

四　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

五　農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

六　農畜産物、飲食料品及び油脂についての物価対策に関する事務のうち北海道農政事務所の所掌に係るものの総括に関すること。

第二百九十九条に次の二号を加える。

十　牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずるために必要な報告の徴収及び立入検査の実施に関すること。

十一　愛玩動物用飼料の安全性の確保を図るために必要な報告の徴収及び立入検査等の実施に関すること。

第二百九十九条を第二百九十七条とする。

第三百条を削る。

第三百一条中「農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

二　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。